

障害者自立支援法 兵庫訴訟ニュース

発行；障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会

〒650-0016 神戸市中央区橘通1-1-2 兵庫障害者センター内

Tel(078)341-9544 Fax(078)341-9545 E-mail:mezasuhyogonokai@yahoo.co.jp

郵便振替口座 00940-0-256133 めざす兵庫の会

09年
9月
No.3

障害者自立支援法・兵庫訴訟第3回裁判

2009年8月28日（金）、神戸地裁において、第三回口頭弁論が開催されました。

9時40分ごろ、続々と傍聴希望者が98席の傍聴抽選に並びはじめ、120名の長い列となりました。抽選が開始されると、「当たった!」「はずれた!」と少し賑やかになり、事業所の利用者が当たったのに、職員がはずれて大慌ての場面などもありました。



98席の傍聴席の抽選に並ぶ120名

裁判長が名前を言ってから発言す!

今回もたくさんの原告、満席の傍聴人に見守られ、裁判が始まりました。まずは、前回情報保障のための要請を裁判長にしたにもかかわらず、裁判長や被告代理人は発言の前の名前は言わない、声が小さいなど、原告や傍聴席にいる視覚や聴覚障害者への情報保障を無視した対応に、改めて、厳しく情報保障をするように要請をしました。裁判長はそれ以後「裁判官の佐藤です」と明確にしてからの発言となりましたが、被告代理人においては、不十分な対応だったのは残念でした。引き続き、原告、被告双方からの準備書面の確認等が行われ、次回期日の確定後に、原告2名の意見陳述が行われました。

今回も二人の原告が口頭陳述

1人目は、餅田俊太さんの代理の餅田直美さんです。幼少のころ、自傷他傷が激しくパニックを起こす俊太さんと必死で毎日を乗り越え、くじけそうになってもその度俊太さんの笑顔で助けられてきたこと。地域の小学校に通いながら、俊太さんなりの成長をし、泳ぐ楽しみもつけられたこと。大発作によって、中学高校は養護学校に通い、発作に悩まされながらも、成長を続けた俊太さん。かが



やき神戸では、病気以外休むことなく、充実した日々を送り、給料をもらう喜び、外出時の買い物の喜びをわかった俊太さん。かがやき神戸は国が建ててくれたものではありません。障害を持つ子供た

ちの家族、地域の人々、関係者が必死の思いで汗水流し、資金を作り、無認可作業所を立ち上げ、法人施設へと形を変えていったのです。国は障害をもつ人の生活保障をせず、「必要なら勝手に作りなさい」と言いながら、やっとのことで立ち上げたら今度は利用料を徴収するというのは、勝手すぎます。俊太さんは左目を失うこととなり、今まで以上の支援が必要となりましたが、それに対する行政の支援はありません。それでも俊太さんは前向きに失明の壁を克服し、懸命に生きています。そんな姿に励まされ、救われている家族、関係者。これでもか、これでもかと荷物を背負わず障害者自立支援法の撤廃を求めて、最後まで頑張ることを力強く訴えられました。

2人目は、先天性の視覚障害者である今泉勝次さん。奥さんと夫婦で原告になられています。奥さんがパーキンソン病を発症し、単独歩行がまったくできなくなってしまったこと。一歩外に出れば、命にかかわるような危険な事がたくさんあり、病気がなくても安心して外出できるような環境では日本はまだまできてない。また、応益負担は、収入の少ない障害者の生活をさらに圧迫し、仕事に就けていても、ずっと仕事が保障されているわけでもなく、不安でたまらないこと。ずっとずっと、障害者はいろんなことに我慢をして生きてきたということをまったく理解をしていない。ただ、普通に地域で暮らし、働き、社会参加をしていきたいだけなのに、そんなささやかな願いをかなえられない日本に怒りを感じている。障害程度区分も、一人ひとり障害が違うのだから、一定の区分に振り分けるのは無理がある。障害者支援法の撤廃だけでなく、現状の制度の見直し、本当に自立できる新しい法律の作りなおしてもらいたい。これかの不安を解消するために絶対にこの訴訟は勝利したいと訴えられました。



第3回裁判報告集會に170名！



弁護士会館に場所を移し、報告集會が開かれました。前2回同様に、会場は満席。

最初に、第3回裁判の要旨を谷村弁護士から説明され、次に情報保障への要請に関してキレてしまった今西弁護士に助け舟をだした谷村弁護士の絶妙なチームプレーが報告されました。

「まったくその通り！」と会場からは拍手。そして、今回の意見陳述をされた2名の方から改めて思いのたけを話されました。

続いて原告団の紹介。それぞれ、「みなさんと一緒に頑張っていきます」「言いたいことを餅田さんが全部いってくれた。ありがとう」「金額の問題じゃない。応益負担の考えがおかしい」「今度は自分も思いっきり意見陳述したい」と挨拶され、頑張るオーラ全快でした。

また2名の方が第三次提訴(10月1日)の予定であり、総勢13名の大原告団となります。

続いて、いかり共同作業所の五島さんは、支援法移行後の現状と問題提起を行い、聴覚障害者からは、「人はみんな聞く権利、見る権利、生きる権利があるのだから、権利を無視するようなことを許してはいけない。何年かかっても共に戦いましょう」発言。また施設利用者の方からも「一緒に戦いたい」と心強い発言が。「とにかく、早く早く。こうしている間も毎日みんな苦しんでいるんだから」と少し弁護団への期待感大の発言もあり、弁護団もみな若くエネルギーで、本当に会場全員が同じ方向を向いて戦っていると感じた集會でした。



盲ろう者も傍聴・報告集會に参加

第3回裁判での原告口頭陳述

<原告 餅田俊太さんの母・直美さん>

原告餅田俊太の代理である母の餅田直美です。俊太は、1983年3月26日北区で生まれました。出産時は、子宮口で後頭部を締め付け、全身チアノーゼがありました。でも、大きな産声を上げ、元気に生まれて来てくれました。チアノーゼも1ヶ月後には無くなりました。しかし、2歳過ぎても言葉が出ず、無反応でやり取りが出来ず、児童相談所に行相談すると発達が少し遅れているだけと言われ、知的障害児施設の丸山学園を紹介されました。丸山学園の3年間は必死の想いで、健常児に追いつくと信じ、出来るだけの事をしました。でも、その頃の俊太は、毎日の様に自分を傷つける自傷と、他人に向かっていく他傷のパニックを起こしていました。俊太も私も生傷が絶えず、身も心もボロボロに疲れていました。2人で車に乗るとこのままどこかに突っ込めば、楽にと馬鹿な事を考えた事も一度では有りませんでした。でも、俊太の笑顔に救われました。



卒業後、俊太は地域の小学校に通わせる事にしました。いくつもの病院をめぐる結果、治療法は無く、後は親が沢山の経験と刺激を与えながら頑張るしか無いと言われました。

それからの私は、俊太の発達の可能性を信じ、できる限りの事はしました。今から20年前に始まった地域での作業所作りにも参加しました。今のかがやき神戸の前身です。何も無い所から、骨身を惜しまず、必死の想いで、汗水流し、資金作りに奔走しました。そして、15年前につくしんぼ共同作業所を立ち上げ、2002年に法人内施設を地域の人達と作り上げました。その間、俊太は、地域の小学校の仲良し学級に席を置き、6年間健常児と共に育ち支えられて、俊太なりのペースで成長しました。言葉が無くても、人の指示が少しずつ理解出来、集団生活も出来る様になり、自力で登下校も出来る様になりました。民間のプール教室にも8年間通う事が出来ました。そのお陰で、泳ぐ楽しみを見つけました。

しかし、11歳の時に大発作が起き、以降は抗てんかん薬を服用する事になりました。ちょうど思春期の俊太にとって、抗てんかん薬の副作用は眠気や倦怠感、そこから来るだるさ、喉の渇きは辛く、しんどかったのでしょう。その為、落ち着いていたパニックを頻繁に起こし、パニックが起きると私一人では止める事にも、限界がありました。

そんな事もあって中高は県立養護学校に行きました。てんかん発作の方は服用をしても治まる事無く、大発作は年に数回は有りました。養護学校の6年間は、発作に悩やみながらも俊太なりの成長を遂げてくれました。

卒業後、すぐに、今のかがやき神戸に入り、病気以外休む事も無く、毎日楽しく俊太にとっては生きがいの場となって通っています。給料日には必ず、給料を自分の財布に入れて、外出には持ち歩き、使う楽しみもしっかり分かっています。そんな俊太の姿を見て親としては、これから先の不安もないとは言えませんでした。幸せのひとつでした。

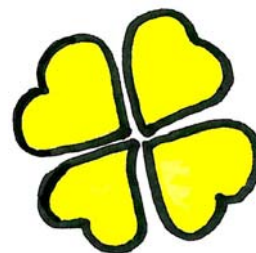
しかし、障害者自立支援法により、応益負担が発生して、施設の利用料として、月1500円、居宅介護事業の利用費1500円、神戸市の移動介護の利用費3000円を払わないと支援を受けられなくなりました。どうして、働くのにお金を取られるのですか？本来なら、国が施設を作り生活を保障するべきです。私達は、わが子の行く場を案じ、作業所作りを必死の想いで、親だけでは不可能なので、多くの人々と一緒にやってきました。国は何をしてくれましたか？障害のある人たちの場を、小さな力と知恵を寄せあって皆で作ったとたんに、今度は、利用するための金を払えと言われたのです。非常に大きな怒りがわきます。今の日本は間違った方向に行っています。

俊太は、この3月に新たに障害を抱えました。アレルギーと花粉による猛烈なかゆみが、彼の左目を襲ったのです。それは夜中に起こりました。俊太は、誰にも訴える事が出来ずに左目を触り擦ったため、角膜に穴が開き感染症を起こしました。左目を失いました。25歳の若さで片目となりました。

突然に片目を失った俊太への支援は増え、母である私は、自分の責任という思いで悔み、悲しみま

したがそんな泣き言を言っている余裕はなく。術後の左目を触らせない、同じ過ちを起こさせない為に、24時間見守りが必要です。

術後の通院は夫や子供達の協力、職員の援助でなんとか眼帯がとれるまでになりました。施設の送迎、片目での生活のリハビリなど必要な支援は増し、自宅での生活も様変わりしました。私は不眠症になり、今も続いています。施設では、職員体制もぎりぎりなので、四六時中職員が付き添ってもらうは不可能でした。少しでも一人の時間があると左目を触ってしまうので、慣れるまで、私が施設での活動中も付き添う事になりました。



俊太への支援が増えたので、私は、福祉事務所に相談に行き、職員に「障害区分や支援量は、片目とか両目とかではなく、合計の視力が問題で、全盲に近い位で無いと増やせない」と言われ、反論も出来ず、重い知的障害のある俊太の視力検査は難しいと、分かっていますので黙って帰るしか有りませんでした。

私は仕事を辞めました。我が家の家計は、私の収入も生活費の一部でしたから、苦しくなりました。まず節約を考え、俊太の楽しみの外出も減らしました。

今でも大変でおちおち病気も出来ないのに、私が年を取り、身体的に限界がくればどうなるのでしょうか。今でも、ぎりぎりの生活で老後の貯金も出来無いのに、先の事を考えると不安で落ち着かない日々を過ごしています。

俊太は片目になっても、回りに八つ当たりも苛立つ事なく、自分の力で克服しました。笑顔も増え、動作や声で自分なりの要求を伝え、支援を受けながら懸命に頑張っています。

片目の俊太が投げかける視線は、今まで以上に穏やかで何もかも分かっているという鋭さも感じます。俊太は、必ず眼球の無い左にも点眼を要求します。俊太にとって左目は心の目となり、しっかりと私を見て「おかあさん、僕は大丈夫」とつたえてくれます。

そして、眩しい笑顔と癒しをくれる仕草が、この先、俊太に「お母さん」と呼ばれなくても、俊太がいるだけで私の原動力となっています。私は、あらためて、俊太の生命力のたくましさ生きたいと願う執念を肌で感じました。

私は戻って来ない左目の事を、いつまでもくよくよと悔やまず、強い母となり俊太の目、口となり、どんな困難にも負けず想いを訴え続けます。「俊太も私も、普通に自分らしく安心して生きる為に、障害者自立支援法はおかしい、即時撤廃して下さい」と。

私は何度か生きる事をあきらめる様な事も考え、その都度、俊太の笑顔に救われました。今回の片目を失うという大きな試練に対しても、負けずに踏ん張っている俊太の姿に「生きる」事の大切さを教えられました。俊太は障害というすでに大きな荷物を背負っています。降ろす事も置く事も出来ない荷物です。それを担ぎながら俊太は必死で生きています。その上にこの国は「応益負担」という名の大きな荷物を背負わすのです。原告になった以上、最後まであきらめる事無く頑張ります。

＜原告 今泉勝次さんの意見陳述＞

私は1950年に先天性視覚障害者として生まれました。子どもの頃は少し視力がありましたが、今から23年前に完全に全盲になりました。一方、妻は1951年に先天性の視覚障害として生まれました。子どもの頃は色程度は見えていたようですが、今は全盲です。

私たち全盲夫婦が訴訟に踏み切った大きな理由は、昨年5月に妻がパーキンソン病と診断されたということがきっかけになりました。

法律のことは難しくて分かりませんが、障害者自立支援法の下で利用しながら疑問に思うことを述べさせていただきます。

まずは、環境が整ってないのに利用料を払わなければいけないのかということです。



私は曲りなりにも単独で歩行することができていますが、妻は全く単独歩行はできません。歩けるのは家の中だけです。視覚障害者の全盲の単独歩行に関しては、原告の吉田氏から陳述があったとおりです。単独歩行ができない妻が自由に街中を歩けたり、散歩ができる環境なら利用料を払うことには全く抵抗ないですが、妻が単独で安心して歩けるまちづくりには程遠い現状では利用料を支払うということに納得いきません。

余談になりますが、妻が移動支援を利用していますが、ガイドに来られたヘルパーさんが妻に言ったそうです。街を歩くのに応益負担で利用料を支払うのはおかしいのと違うのと。その話を聞いて私嬉しくなりました。ガイドヘルパーさんの中にもそういうことを思ってくれている人がいるのだと。

また、障害者自立支援法の施行後、軽減措置がされたとはいえ、応益負担には納得いきません。収入の少ない多くの障害者から利用料を取るなんていうことはめっちゃくちゃだと私は思っています。わずかな年金から利用料を支払うことにより生活が困難になります。

私はまだ仕事ができよいのですが、多くの障害者は仕事をするということは大変なんです。障害を理由に就職先の職場から断られたり、仕事ができない重度の障害を持つ方たちもたくさんいます。そういう辛さ分かりますか？ 兵庫県、神戸市の採用試験で点字受験が認められたのはまだ3年前のことです。それまでの長きに渡り我慢し続けて来た視覚障害者の人がたくさんいたということ分かっていただけますか？

兵庫県も神戸市も障害者の新職業開発にもっと力を入れてほしいと思います。性根を入れて取り組んでいただけることを願います。

障害者自立支援法の施行後、我が家では二人分の応益負担の利用料が発生しました。軽減措置のないときは、月額6000円から7000円程度。現在でも月額4000円から5000円の間で発生しています。今の私にはまだ仕事がありますが、それでも以前から比べるとかなり収入は落ち込んできています。この先何年仕事ができるかという保障はありません。妻と私の二人は、移動支援と生活支援を受け、暮らしています。特に妻は移動支援を受けなければ暮らすことができません。通院したり、買い物に行ったりと利用して助かっていることは事実です。私も移動支援は受けてますが、急に発生した病気の時など利用させていただいてありがたいと思ってます。それに、生活支援で、見えないためにトイレの汚れ・風呂場にカビが生えていないかなど見てもらっているのも助かっています。

移動支援を多く利用する妻がよく言います。1ヶ月32時間の中で時間を調節するのが難しいと。地方自治体によってサービス提供時間が違うのも仕方ないことかもしれませんが、利用者のニーズに応じてサービス提供時間を考えていただきたいと思えます。

生活支援としては二人とも月7.5時間使っています。現在はそれで足りていますが、パーキンソン病にかかったことで、今後はもっと利用時間が必要になると私思います。

2003年に支援費制度がスタートしたときはこんないい制度ができたと喜んでいました。そのときは我が家も負担は0円でした。

国は思わぬ多額のお金を使ったということで驚き、今の障害者自立支援法に結びついたらと私認識しています。

過去の歴史において障害者は何かにつけ我慢して暮らしてきたんです。そのことがこの法律を作る関係者には分かっていただけでなかったんです。残念に思います。

今までに我慢していた障害者が支援していただけるとなると大喜びで制度を利用することなど想像されてなかったことが間違いの発端だと私思います。

地域で普通に暮らしたい、働きたい、買い物に出かけたい、社会に参加したい、このようなささやかな願いをかなえるのが「障害者自立支援法」であるべきだと私は思います。そんなささやかな願いをかなえていただけない日本に怒りを覚えます。

応益負担は廃止し、障害者自立支援法も抜本的な見直しではなく、新しく作り直してほしいと願います。

応益負担が廃止になった時、ヘルプ事情が現状のままでは何ら変わることがないように思います。

制度に障害者が合わせて利用しているのが現在のヘルパー制度です。障害者はその重さや軽さ、本人の能力、先天性あるいは後天性などによって一人一人現状や環境が違います。それを一定の障害区分に振り分けることじたい、無理があるのです。もう少し区分認定についても検討してもらいたいと思います。

今の不安は、今後動けなくなったときの妻の介護とか支援にいくらのお金がかかるかと言うことです。今は家の中では遅いながらも動けていますが、一つ一つできなくなってきたことが増えています。病気の進行が早ければ数年後には寝たきりになるでしょう。そのときに困らないためにこの訴訟では勝利したいです。



それぞれに元気よく決意を述べる原告



兵庫訴訟 - 第4回裁判傍聴にご参加を!

「障害者自立支援法の応益負担は憲法違反!」と提訴した原告が、兵庫で11人。そして、第三次提訴(10月)に2名の方が予定されています。

この度の選挙で、「支援法廃止」を公約に当選した政党・議員が圧倒的多数になりました。この公約を必ず実行させるためには、この裁判の勝利を確実にさせる必要があります。

裁判に挑んだ原告を支え、日本の社会保障制度の根本改革を求めるために、兵庫訴訟第4回裁判の傍聴・報告会にご参加ください。

▶▶第4回裁判◀◀

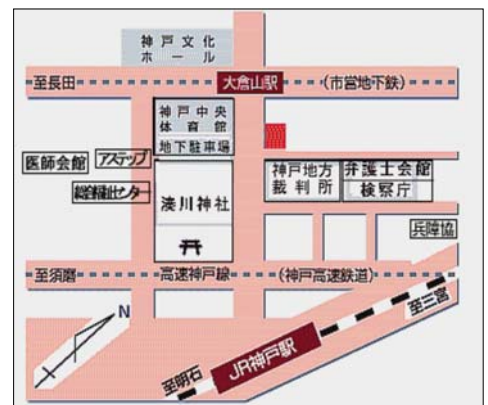
※日時; 12月4日(金) 10:30~

※集合; 9時40分に神戸地裁前に集合

(傍聴のための抽選があります)

なお、傍聴の抽選に外れた方は、**県弁護士会館**(神戸地裁東隣)で、待機(ミニ学習会を予定)をお願いします。

裁判終了後、**兵庫訴訟第4回裁判の報告集会を開催**します。あわせてご参加ください。



「社会保障制度を考えるつどい」

—生存権裁判と支援法訴訟が合同のつどい開催—



7月20日（祝）、「兵庫生存権裁判を支援する会」と「障害者支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会」の二つの団体の共同主催で、「社会保障制度を考えるつどい」が、神戸市医師会館で開催されました。約100名が参加。

「社会保障制度とは」と題して記念講演をおこなった木下秀雄氏（大阪市立大学教授）は、「そもそも社会保障という言葉が成立したのは、1929年の世界大恐慌のあとのアメリカでの市民の生活保障としてである。日本では、景気がよくなったらとか、財政に余裕ができれば社会保障にお金をまわすなどといったが、社会保障本来のありようは雇用破壊や貧困と格差が広がっている今こそ緊急に必要である。共同して、権利としての社会保障を日本の社会に定着させよう」と強調されました。

続いて、それぞれの原告と弁護団から訴えと報告がありました。支援法訴訟関係では、原告餅田俊太さんのお母さんと今西弁護士がおこないました。どちらの裁判も憲法25条違反として、国の制度・施策のありようを訴えているものであり、神戸地方裁判所で裁判が進められています。しかも、同じ裁判長のもとで行われているという状況の下で、このつどいは開催されました。今後とも連携を図りながら、それぞれの裁判の勝利をめざして奮闘することを誓い合いました。

団体・個人会員1000口を超える!

「勝利をめざす兵庫の会」は、勇気をもって裁判に挑んだ原告を支え、この訴訟の意義を広く県民のみなさんに理解と支援を得る運動に取り組んでいます。また、過去の裁判闘争の教訓も考慮して、10年を見通した組織づくりをしようと努力をしています。

2月に結成してから、様々な障害者団体や関係団体、労働組合、各種団体に要請行動を行っています。また、各種集会や会議にも出席させていただき、訴えをしています。更なるご協力を周囲の方にお願ひしてください。

総選挙の結果、「支援法廃止・応益負担廃止」を主張した政党・議員が大多数になりました。この主張・約束を確実に実行させるためにもこの裁判の持つ意味はいつそう大きくなりました。

「めざす兵庫の会」への加入の訴えのチラシやポスター（A3版・A2版）、のぼり(20本)を作製しました。ご活用ください!

「めざす兵庫の会」は、12月末までに3000口を目標に取り組んでいます。

「勝利をめざす兵庫の会」郵便振替口座

☆口座番号 00940-0-256133

☆口座名称 めざす兵庫の会

●団体・個人とも会費 ⇒ 年額 一口1,000円

●募金 ⇒ 任意ですが、ご協力を!

「めざす兵庫の会」会員状況

(8月31日現在)

個人会員	584人	723口
団体会員	40団体	335口
	合計	1,058口
募金	1,238,257円	



裁判に挑んだ

原告・家族を応援してください!

日本の社会保障制度の根本を問う裁判です!



「障害者自立支援法」とは?

障害のある人が

「食べること」
「トイレに行くこと」
「街を安全に移動すること」
「作業所に行くこと」など、
生きるのに必要な支援を「**益**」であるとし
利用料を課しています。

「障害者自立支援法訴訟の勝利を
めざす兵庫の会」への加入と原告
を支える募金にご協力を!

郵便振替
口座番号 00940-0-256133
口座名称 めざす兵庫の会
会費：年額1口1,000円(個人・団体とも)
募金：任意です

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会
(略称:めざす兵庫の会)

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-1-2 兵庫障害者センター内
Tel(078)341-9544 Fax(078)341-9545 E-mail:mezassuhyogonokai@yahoo.co.jp

全国の動き

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会

◇勝利をめざす会ホームページ
<http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit/>

支援法訴訟の勝利をめざす「近畿ブロック集会」

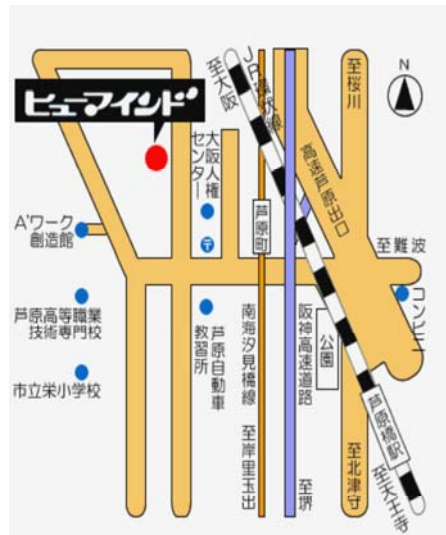
障害者自立支援法訴訟が提訴されて10ヶ月が経ちました。原告は、第1次、2次あわせて58名、第3次ではさらに人数が増える予定です。提訴1周年という節目に、訴訟原告を励まし、地域での運動をすすめるために企画しました。多数参加をお待ちしています。

- ◆日時；2009年11月29日（日）13:00～16:00
- ◆会場；大阪府人権推進センター（ヒューマインド）
- ◆内容；第1部 各府県の原告からの訴え
訴訟意義と現段階での争点（弁護士）
第2部 各界からのメッセージ
めざす会運動の現状報告
行動提起、他

◆主催；近畿ブロック集会実行委員会

※連絡先 勝利をめざす大阪の会（きょうされん大阪支部内）

大阪市住吉区苅田5-1-22-2-1 TEL(06-6697-9144) FAX(06-6697-9059)



第27回障全協活動者学習会で報告

8月21日（金）22日（土）に熱海で開催された障全協（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）活動者学習会で、「勝利をめざす兵庫の会の松原孝夫事務局次



長は、「兵庫における支援法訴訟の取り組みについて」と題した報告を行いました。

松原氏の報告で、会員制の組織づくり、団体を訪問し訴訟運動への支援依頼等は、他府県の今後の取り組みに向けて、特に注目を集めていました。

黄色の四葉のクローバー...



「幸福の黄色いハンカチ」の「黄色」（イエローカードの意味も？）をベースに「四葉のクローバー」＝幸福をイメージしたもの（勝利をめざす会事務局の担当者談）

●「障害者自立支援法」は、「障害」があることによる社会的な支援を「益」とし、必要なサービスに「応益」負担を強制します。「障害があることは個人の責任」なんでしょうか。地域で普通に暮らしたい！ はたらきたい！ 社会に参加したい！ そんなささやかな願いや希望をかなえるのがめざすべき方向であり、それを実現させる法律であるべきではないでしょうか。

私たちは、この自立支援法の根幹の考え方をどうしても許せません。日本国憲法、障害者権利条約に反するこの法律を司法の場に訴えます。真の障害者福祉の実現をめざしてともに立ち上がりましょう！

●私たちは障害者自立支援法訴訟のご支援とご参加を心からよびかけます。

内橋克人（経済評論家）／大谷藤郎（国立ハンセン病資料館名誉館長）／落合恵子（作家）／勝又和夫（日本障害者協議会代表）／香山リカ（精神科医・立教大学教授）／金子勝（慶應義塾大学教授）／堤未果（ジャーナリスト）／仲村優一（日本社会事業大学名誉教授）／樋口恵子（評論家・東京家政大学名誉教授）／三澤了（DPI日本会議議長）

<連絡先>

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会

東京都新宿区戸山1-22-1日本障害者協議会気付

TEL(03)5287-2346 FAX(03)5287-2347